

美濃山小学校 P T A 会則（改正案）

第 1 章 総 則

第 1 条（名称及び事務局）

本会は、美濃山小学校 P T A と称し、事務局を美濃山小学校内に置く。

第 2 条（会員）

本会の会員となる者は、次のとおりとする。

- ① 美濃山小学校に在籍する児童の父母又は、これに代わる保護者。
- ② 美濃山小学校に勤務する教職員。

第 3 条（目的）

本会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域社会の連携のもとに、児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 4 条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- ① より良い学校づくりに会員のすべてが力を合わせ、学校教育の推進・向上に寄与する。
- ② 会員の相互の親睦を図る。
- ③ 家庭・学校・地域社会の連携を深めることによって、児童の心身の健康と安全を守るために協力する。
- ④ 学校の教育環境の整備に協力する。
- ⑤ 各種教育団体と必要に応じて連携を図る。
- ⑥ その他、本会の目的達成のため必要と認められること。

第 5 条（方針）

この会の活動にあたっては、家庭・学校・地域社会の連携のもとに、教育の振興のため次の方針に従う。

- ① 会員は平等の権利と義務を有し、人種・信条・性別・社会的身分又は門地の違いによって、いかなる差別や不利益も受けない。
- ② 児童の教育並びに福祉のために活動する団体及び機関と、自主的精神のもとに対等の立場で協力する。
- ③ 特定の政党や宗教の利害を図る行為、又もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
- ④ 個人、団体を問わず、他のいかなるものの支配及び干渉を受けない。
- ⑤ 学校と P T A は相互に干渉することなく尊重し合う。

第2章 組 織

第6条（機関）

本会に次の機関を置く。

- ① 総会
- ② 運営委員会
- ③ 本部役員会

第7条（総会）

総会は、会の最高議決機関であり、全会員をもって構成され原則として年1回以上会長が招集する。

但し会長が必要と認めたとき、若しくは会員の1／5以上の要望があるときは臨時に開催できる。

また、総会を書面にて執り行うことが出来る。

第8条（総会成立条件）

総会の成立条件は次のとおりとする。

- ① 総会は会員の5分の1以上の出席をもって成立する。（委任状を含む）
- ② 議決は、出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。但し、会則改正に関しては出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

第9条（総会議決事項）

総会で議決する事項は、次のとおりとする。

- ① 活動事業及び会務報告
- ② 会計決算の報告及び会計監査報告承認
- ③ 本会役員及び会計監査の承認
- ④ 年間事業計画
- ⑤ 会計予算の審議
- ⑥ 会則の改正
- ⑦ その他の重要事項

第10条（運営委員会）

運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、且つ議決事項の執行に責任を負うものである。本部役員、地域委員代表、選管委員長、副委員長及び学校代表によって構成され適宜開催する。又、会長の判断により臨時に開催することができる。

第11条（運営委員会の議決事項）

運営委員会の議決事項は、次のとおりとする。

- ① 総会の議決に基づき、予算執行及び事業計画の推進。
- ② 運営上必要と認められる内規を審議し執行。
- ③ その他、必要と認められること。
- ④ 運営委員会においての議決は、出席者の過半数をもって決することができる。

第12条（本部役員会）

本部役員会は、会長、副会長、庶務、会計及び学校代表によって構成され、会長の招集により適宜開催する。又、本会の運営に関し必要な予算並びに事業の総合的な企画、立案及び決定を行う。

第3章 役員及び委員

第13条（役員と任務）

本会の役員は次のとおりとし、別に定める細則に基づき選出され、総会において承認される。

- ① 会長 1名 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- ② 副会長 3名 副会長は会長を補佐し、会長が職務を行えない時は、その職務を代行する。
- ③ 庶務 2名 庶務は本会の記録、事務を担当する。
- ④ 会計 2名 会計は本会の一切の会計を処理する。

第14条（会計監査）

本会に会計監査を置く。会計監査は2名とし、本会の会計事項の監査を行い、その結果を総会で報告する。会計監査の選出方法は、別に定める細則による。

第15条（各委員の選出）

本会に各委員を置き、それぞれ委員会を構成する。又、各委員の選出方法は、別に定める細則による。

第16条（各委員会の任務）

本会に次の委員会を置く。

- ① 地域委員会 地域及び校区内における児童の通学の安全を図り環境整備に努める。
- ② 選挙管理委員会 選挙に関する活動を推進する。

※その他必要ある時は、会長の要請に基づき、臨時に特別専門委員会を置くことができる。

第17条（任期）

役員及び委員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

- ① 役員及び委員等に欠員が生じたときは、欠員を補充することができる。尚、欠員の補充については別に定める細則による。
- ② 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 計

第18条（会計）

会員は、本会運営のための会費を納めるものとする。但し、特別の事由のある場合は会費を免除することができる。

第19条（経費）

本会の活動に関する経費は、会費、その他の収入によって支弁され、臨時の収入については、特別会計を設けることができる。

- ① 各委員会、及び学年・学級の活動費に係る事項については別に定める細則による。
- ② 特別会計の収支は、一般会計同様、総会に報告し承認を得なければならない。又、その使途は別に定める細則による。

第20条（会計）

本会の会計は、総会で定められた予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

第21条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 サークル活動

第22条（目的）

文化・スポーツ活動を通して会員相互の親睦を図る目的のために、サークルを結成し、補助を受けることができる。尚、サークル活動に係る事項については別に定める細則による。

第6章 慶弔

第23条（慶弔）

慶弔、その他見舞い等については、別に定める細則による。

附 則

第1条（制定、実施期日）

本会則は、2002（平成14）年5月21日制定、施行する。

2009（平成21）年1月14日改正、施行する。

2009（平成21）年11月20日改正、施行する。

2025（令和7）年4月1日改正、施行する。

第2条（細則の制定又は改廃）

本会の運営に必要な細則は運営委員会で定め、細則が制定又は改廃された場合は、これを次期総会に報告し承認を得なければならない。

第3条（内規制定）

本会則の不備を補うため別に運営委員会の議を経て、内規を定めることができる。

美濃山小学校PTA細則（改正案）

第1章 選挙規程

第1条（選挙規程）

会則第13条及び15条の定めにより本会の役員、委員選出に関する事務処理を行うため、選挙管理委員会を設け、実施細則「選挙規程」を次の通り定めるものとする。

第2条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会の構成は、次のとおりとする。

- ① 選挙管理委員会は、立候補及び抽選にて選出された選挙管理委員で構成する。
- ② 選出された選挙管理委員中より、委員長、副委員長を互選する。委員長、副委員長の定数については、別に定める内規による。

第3条（選挙管理委員の任務）

選挙管理委員の任務は次のとおりとする。又、選挙管理委員は被選挙権を持たない。

- ① 本部役員、委員の選出にあたり、辞退権の提出を求め、全家庭の辞退権有無の確認を行う。
（記入に不備があれば、選挙管理委員より各家庭への問合せもありうる。）
- ② 辞退権行使の該当者が期間内に辞退権提出をしなかった場合は、その年度に限り辞退権は失効する。尚、辞退権の確認書類の提出がない場合も選挙の対象とし、選挙管理委員に一任したものとみなす。
- ③ 選挙管理委員は、本部役員、委員選出の抽選を代行して実施する。
- ④ 選挙管理委員は、すべての役員、委員及びその代表が確定後、速やかに全会員へ文書（teturu）で通知する。
- ⑤ 選挙管理委員は、役員、委員選出に関する事務処理にあたり、委員長はそれを総括する。
- ⑥ 辞退権以外の辞退申し出については、別に定める内規による。

第4条（本部役員選出）

本部役員の選出は、次のとおりとする。

○ 会長	1名	父母会員中より1名選出
○ 副会長	3名	父母会員中より3名選出
○ 庶務	2名	父母会員中より2名選出
○ 会計	2名	父母会員中より1名選出、教師会員中より1名選出
計		8名
		父母会員中より7名、教師会員中より1名

第5条（本部役員の選出方法）

本部役員の選出の手続きは次のとおりとする。

1. 本部役員の選出方法は次のとおりとする。

- ① 全家庭において立候補を受けつけ、役員の定数に満たない場合は、抽選により役員候補10名を選出する。又、候補者の在籍クラスが2学年以上に重なる場合は高学年から選出するものとする。
- ② 立候補が役員定数を超える場合は、抽選とする。

- ③ 選出時期は年度内とし、役員回数は1家庭につき1回とする。
- 2. 被選挙権辞退の基準は次のとおりとする。
 - ① 当該年度内の4月1日現在、未就学児を持つ会員は被選挙権を辞退することができる。
 - ② 母子家庭・父子家庭の場合は、被選挙権を辞退することができる。
 - ③ 特別支援学級（わかば学級）は、被選挙権を辞退することができる。
 - ④ 役員、委員経験者で辞退権があるものは、被選挙権を辞退することができる。役員、委員経験者の辞退権については、別に定める辞退権表（細則）による。
- 3. 1・2によって選出された役員候補者全員の集会を選挙管理委員会が持ち、前年度本部役員の立ち合いのもとで互選会を開いて役員、役職を決定し、総会で承認を得る。互選による決定ができない場合、その選出方法は、選挙管理委員長、副委員長により決定される。
- 4. 会則第13条に規定する会計2名の内1名の教職員については学校で選出する。
- 5. 本部役員に欠員が生じた場合、本部役員会の話し合いにより、必要に応じて役員の任務を変更することができる。任務を変更した場合、運営委員会で承認を得る。

第6条（各委員選出方法）

各委員の選出の手続きは、次のとおりとする。

各委員は当該年度の本部役員以外のものより選出する。

- 1. 地域委員の選出方法は次のとおりとする。
 - ① 別に定める地域により立候補を受けつけ、定数に満たない場合は抽選により選出し、定数を超える場合も抽選とする。又、各地域委員の互選により代表2名も併せて選出する。
 - ② 選出時期は年度内とし、委員回数は1家庭につき1回とする。
又、対象者がいない場合は各地域において話し合いを行い、選出する。
 - ③ 被選挙権辞退の基準は次のとおりとする。
 - ア. 当該年度内の4月1日現在、未就学児を持つ会員は被選挙権を辞退することができる。
 - イ. 母子家庭・父子家庭の場合は、被選挙権を辞退することができる。
 - ウ. 役員、委員経験者で辞退権があるものは、被選挙権を辞退することができる。役員、委員経験者の辞退権については、別に定める辞退権表（細則）による。
 - ④ 定数及び地域区分については、別に定める内規による。
 - ⑤ その他の委員を兼ねることはできない。
 - ⑥ 特別支援学級（わかば学級）は被選挙権を辞退することができる。
 - ⑦ 代表に欠員が生じた場合は、地域委員会で話し合いの上、必要に応じて委員より選出することができる。任務を変更した場合、運営委員会で承認を得る。
- 2. 選挙管理委員の選出方法は次のとおりとする。
 - ① 全家庭において立候補を受けつけ、定数に満たない場合は抽選により選出する。
又、立候補者が定数を超える場合も抽選とする。選挙管理委員の定数は別に定める内規による。
※ 但し、候補者の在籍クラスが2学年以上に重なる場合は、高学年から選出するものとする。
 - ② 被選挙権辞退の基準は次の通りとする。
 - ア. 当該年度内の4月1日現在、未就学児を持つ会員は被選挙権を辞退することができる。
 - イ. 母子家庭・父子家庭の場合は、被選挙権を辞退することができる。

ウ。役員、委員経験者で辞退権があるものは、被選挙権を辞退することができる。

役員、委員経験者の辞退権については、別に定める辞退権表（細則）による。

- ③ 地域委員を兼ねることはできない。
 - ④ 特別支援学級（わかば学級）は被選挙権を辞退することができる。
 - ⑤ 選出時期は年度内とし、委員回数は一家庭一回とする。
 - ⑥ 委員長に欠員が生じた場合は副委員長がその任につく。又、副委員長に欠員が生じた場合は、選挙管理委員会で話し合いの上、必要に応じて委員より選出することができる。任務を変更した場合、運営委員会で承認を得る。
3. 会則第17条第①号の定めにより、運営委員会で補充が必要と認められるときは、補欠を選出する。
- ① 補欠の選出方法は別に定める内規による。
 - ② 被選挙権辞退の基準は、任期途中で補充された者についても、同様に適用される。

第2章 会計監査

第7条（会計監査の選出）

会則第14条の定めにより、会計監査の選出は、役員、委員以外の会員中より2名を会長が推薦し、総会で承認を得る。

第3章 会費、活動費及び特別会計

第8条（会費）

会則第18条の定めにより、本会の会費は次のとおりとする。

1 家庭、月額200円とする。但し、教職員は1会員、月額100円とする。（1家庭4ヵ月ごとに800円を徴収する。）

第9条（活動費）

1. 会則第19条の第①号の定めにより、活動費は、各委員会で検討する。

但し、以下の点を十分考慮した上での実行とする。

- ① 総会で定められた予算に基づいて活動計画を立て、活動に必要な経費に充てる。
- ② 児童対象の活動については、物品支給のみで活動に代えることは認めないものとする。
- ③ 会計への請求は、原則として事後、請求書に必要事項記入の上、領収書を添付して提出する。
- ④ 年度末での残金は、次年度繰越とする。

2. PTA活動による交通費等の支給は内規による。

第10条（特別会計）

1. 会則第19条の第②号の定めにより、特別会計を設ける。

2. 会則第19条の定めにより、特別会計の用途は、次のとおりとする。

- ① 記念事業等への積み立て（記念事業の一環として遊具等の新設、補修）も含む。
- ② その他、運営委員会で検討し、総会において承認されたこと。

第4章 サークル活動規程

第11条（サークル活動規程）

会則第22条の定めにより、サークルの活動をより円滑に推進するため「サークル活動規程」を次のとおり定めるものとする。

第12条（サークルの成立条件）

サークルの成立条件は、次のとおりとする。

- ① サークルは、会員又はOBが参加対象者でなければならない。
- ② サークルの結成は、運営委員会に届け出て、認可を受けるものとする。
- ③ サークルは、毎年度、代表者名及び活動計画を運営委員会に報告の上、総会で承認を得なければならない。
- ④ サークルは、その活動を他の会員に広く認識してもらう目的をもって、当該のPTA行事には積極的に参加、協力する。

第13条（サークルへの補助）

前条の条件を満たし、結成後半年以上経過したサークルについては、活動費を補助することができる。但し、その収支は運営委員会に報告の上、総会で承認を受けなければならない。

第5章 慶弔

第14条（慶弔・見舞い）

会則第23条の定めにより、本会の会員に関する弔慰及び見舞等についてはその意を表するものとして内規に定める。

附 則

第1条（制定、実施期日）

本細則は、2002（平成14）年5月21日制定、施行する。

2003（平成15）年7月11日制定、施行する。

2009（平成21）年1月14日改正、施行する。

2009（平成21）年11月20日改正、施行する。

2010（平成22）年5月21日改正、施行する。

2011（平成23）年5月20日改正、施行する。

2011（平成23）年11月16日改正、施行する。

2025（令和7）年4月1日改正、施行する。

第2条（内規制定）

本会細則の不備を補うため別に運営委員会の議を経て、内規を定めることができる。

P T A細則の役員・委員経験者の辞退権の改正案

1. 令和 6 年度までに選出された役員、委員経験者の辞退権について

- 本部役員
- 地域委員長・副委員長
- 選挙管理委員長・副委員長
- 学年委員長・副委員長
- 文化保体委員長・副委員長
- 広報委員長・副委員長
- 地域委員 1 回＋委員（選管・学年・文化保体・広報）1 回

以上の経験者は、今後全ての選挙において辞退することができる。

2. 令和 6 年度以降の選挙における辞退権について

- 本部役員
- 地域委員代表（地域委員長・副）
- 選挙管理委員長・副委員長
- 地域委員 1 回＋選挙管理委員 1 回
- 地域委員 1 回＋令和 6 年度以前の委員（学年・文化保体・広報）1 回

以上の経験者は、全ての選挙において辞退することができる。

3. 地域委員選挙の辞退権について

地域委員経験者は、地域委員選挙において辞退することができる。

4. 選挙管理委員選挙の辞退権について

選挙管理委員経験者は、選挙管理委員選挙において辞退することができる。

又、令和 6 年度以前の委員（学年・文化保体・広報）の経験者においても同様とする。

5. 令和 6 年度以前に委員（選管・学年・文化保体・広報）を複数回経験された方

は、本部役員選挙・選挙管理委委員選挙において辞退することができる。

また、地域委員選挙においては地域代表を辞退することができる。

辞退権表 (改正案)

履歴 \ 辞退権	本部役員	地域委員	選挙管理委員
本部役員	○	○	○
地域委員代表 (地域委員長・副委員長)	○	○	○
選挙管理委員長・副委員長	○	○	○
令和6年度以前の委員長・副委員長 (学年・文化保体・広報)	○	○	○
地域委員＋選挙管理委員	○	○	○
地域委員＋令和6年度以前の委員 (学年・文化保体・広報)	○	○	○
地域委員		○	
選挙管理委員			○
令和6年度以前の委員 (学年・文化保体・広報)			○
令和6年度以前の委員2回以上 (選管・学年・文化保体・広報)	○	代表(長・副) ○	○

○…辞退権あり

美濃山小学校PTA内規

会則の附則第3条及び細則の附則第2条の定めにより、本規程の改廃は運営委員会の協議を経て決定する。

1. 会則第23条及び細則第14条の定めにより、会員又は本校児童に不幸があった場合は供花及び香典1万円とし、見舞については火事若しくはPTA活動中の事故（入院1週間、全治2週間以上）を一律5千円とする。
2. 細則第6条1項の第④号の定めにより、地域委員の地域は、美濃山A、美濃山B、欽明台西、中央・FGあゆみ（旧中央あゆみ・旧中央あかね・旧FGあゆみヶ丘）FGスクエアの5地域とする。委員定数については、別に定めるPTA組織図による。地域区分については、別添の地図を参照のこととする。
3. 細則第9条2項の規定により、本会の目的達成のため、本部役員・各委員が本校校区を離れて行う活動経費と旅費に関する事項を以下のとおり定める。
 - ① 本会を代表して、会議等に出席する場合、それに要する負担金及び臨時会費等は本会より支払うものとする。
 - ② 旅費は、鉄道賃・車賃として、別表(1)によりそれぞれ支給する。なお、別紙により、本人が請求するものとする。尚、経費の請求は最も経済的な通常の経路及び方法によるものとする。
 - ③ 上記活動経費（食事代上限450円含む）・旅費等の支払いは本会予算の運営費該当項目より支給するものとする。
 - ④ 食事代は5時間以上の活動に対し支給するものとする。
4. 会則第19条及び細則第8条により徴収する会費の徴収方法は次のとおりとする。
 - ① 会費は3期に分けて徴収するものとし、第1期は4～7月分を5月に、第2期は8～11月分を10月に、第3期は12～3月分を1月にそれぞれ徴収するものとする。
 - ② 会費は在籍日が月に1日以上あった場合、その月分を徴収する。
 - ③ 期の途中で転出入があった場合は月単位で精算するものとする。
 - ④ 会計は会費納入台帳を作成し、年度末に会計監査を受ける。
5. 会則第14条及び細則第14条により会計監査の選出は前年度の本部役員の会員中より2名を会長が推薦し決定する。
6. 細則第2条第②号により、選挙管理委員長、副委員長の人数は、委員長1名、副委員長を1～3名とし、その年度の活動量に応じて必要人数を運営会議で決定するものとする。
7. 細則第5条2項の第⑤号・第6条1項の第③号ウ・2項の第②号ウにより、本部役員、各委員は各活動への参加が全体の3分の2以上であれば辞退権を有効とする。
8. 細則第6条3項の第①号により、補欠の選出は推薦または抽選とする。
9. 細則第3条6項により、辞退権以外の申し出については、選挙当日に受付とし、選挙管理委員が対応する。
10. 細則第6条2項第①号の定めにより、選挙管理委員は原則として各学年のクラス数と同等の数を選出するが、その年度によって増減可能とする。又、選出人数の決定は運営会議で行うものとする。

附則 この内規 4. は 2002(平成 14)年 9 月 18 日制定、施行する。

附則 この内規 2. は 2007(平成 19)年 5 月 25 日改正、施行する。

附則 この内規 2. は 2009(平成 21)年 1 月 14 日改正、施行する。

附則 この内規 2. 3. は 2009(平成 21)年 11 月 20 日改正、施行する。

附則 この内規 1. は 2013(平成 25)年 4 月 19 日改正、施行する。

附則 この内規 2. は 2015(平成 27)年 11 月 12 日改正、施行する。

附則 この内規 2. は 2024(令和 6)年 3 月 15 日改定、施行する。

附則 この内規 5. 6. は 2024(令和 6)年 3 月 15 日制定、施行する。

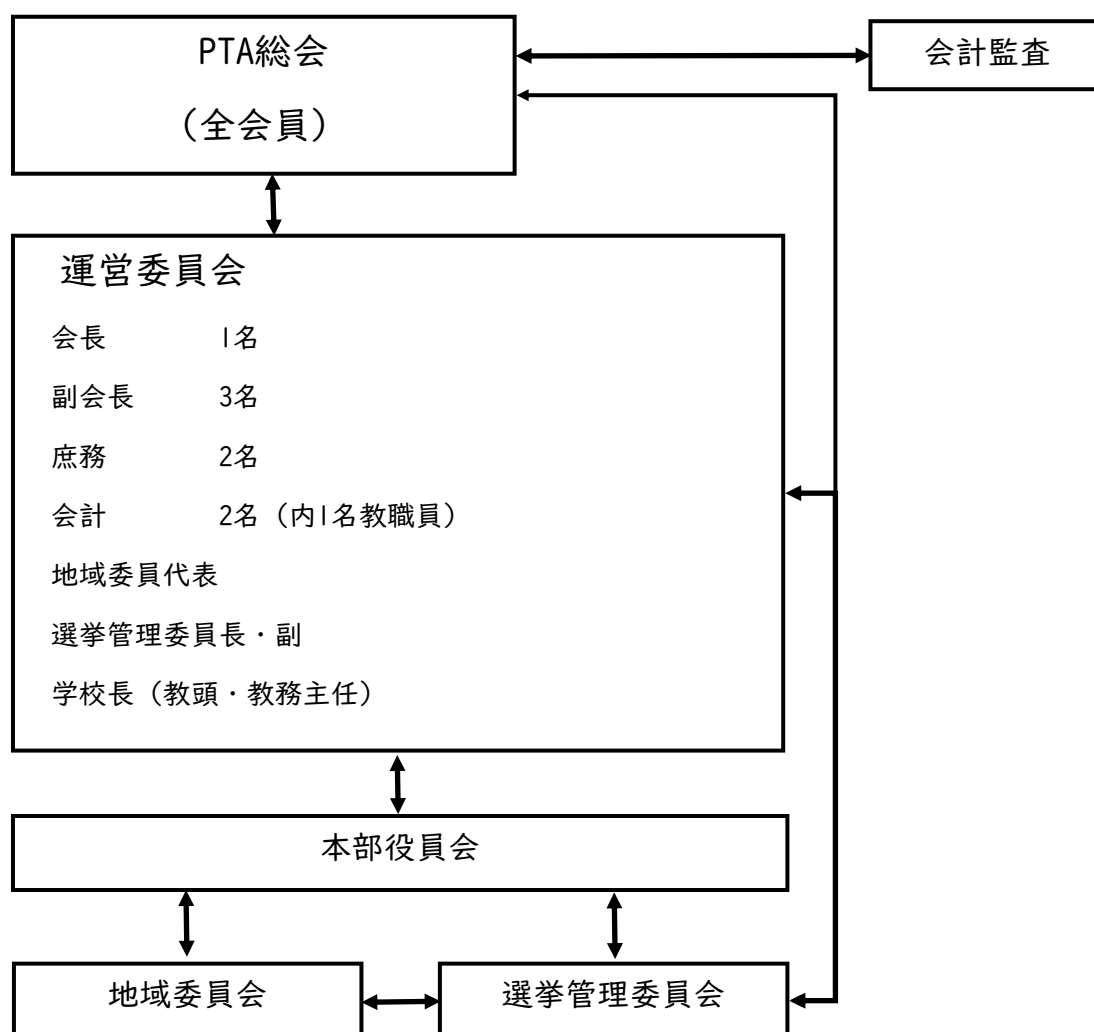
附則 この内規 7. 8. 9. 10. は 2025(令和 7)年 4 月 1 日制定、施行する。

実 費	自家用車（運転者のみ）		
	八幡市内	近隣市町村	左記以外
	200 円	400 円	600 円

※ この表における（近隣市町村）とは、京田辺市、城陽市、久御山町、京都市伏見区を指すものとする。

PTA組織図

八幡市立美濃山小学校PTA



※地域委員会 内訳

美濃山A	2名
美濃山B	2名
欽明台西	2名
中央・	旧中央あゆみ 1名
FGあゆみ	旧中央あかね 1名
	旧FGあゆみが丘1名
FGスクエア	4名

平成14年5月21日制定、施行

平成19年5月25日改正、施行

平成21年1月14日改正、施行

平成21年11月20日改正、施行

平成23年11月18日改正、施行

令和7年4月1日改正、施行

八幡市立美濃山小学校 P T A 地域区分

